



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
長期のお休みを頂戴し、ご不便をおかけいたしました。

重要情報

1. 厚生年金料率改定、10月支給分から

厚生年金料率が9月(10月納付)分から改定されていますので、年金事務所や組合等から通知される新しい料率表に基づき、10月中の支給分の給料から天引額を変更してください(「協会けんぽ 料率」で検索)。

2. マイナポータルが運用開始

マイナンバーに関連したインターネット上の個人ページ「マイナポータル」が開始しました。自己の個人情報、行政手続きや暮らしの情報等が確認できます。ネット接続用パソコンのほかマイナンバーカードとICカード読取機が必要です

3. 次回個人申告から医療費控除が変わります

医療費控除を受ける方は、健保組合が発行する医療費お知らせハガキもご提出ください。領収書については従来の『人ごと』『医療機関ごと』の区分に加え『内セルフメディケーション分』として集計してください。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)

農家の七男だった祖父は一旗組として20歳単身満洲に渡りました。同郷出身だった祖母と満洲で結婚、各地を転勤しつつ、家庭を築きます。戦争末期、29歳で徴兵されロシア国境近くのハイラルに集められたと同時に、終戦を迎えました。祖母は幼子2人を連れ着の身着のまま引き揚げましたが、時機を逃さずロシア軍が北から攻め入り、結局祖父は弾を一発も打たぬうちに捕虜となります。国境の町満洲里に連行されたとき、帰れないことを悟ったようです。海のように広いバイカルを横目に貨物列車に何日も揺られ、降ろされたのは極寒シベリヤの都市クラスノヤルスクでした。2年の強制労働を経て帰国、そしてわたしの父が生まれたのです。今年の家族旅行は、そんな祖父の足跡を辿る、満鉄シベ鉄の旅でした。しばらくのお話です。



☆事務所からの連絡☆

保険料控除資料が各ご家庭に届きます。従業員の下年末調整や確定申告で使いますので、大切に保管するようご周知ください。

10月のイベント

- ・個人住民税3期納付
- ・厚生年金保険料改定
(9月分10月納付)
- ・保険料控除証明が届きます

税金マメ知識

平成27年に相続税が増税されて以降、生前贈与の相談が増えています。毎年110万円まで非課税となる暦年贈与で20歳以上の子孫が直系の親等から受ける場合の税率が引き下げられています。贈与の証拠として贈与額が110万円を敢えて少し超えるようにして申告する方もいらっしゃいますが、110万円以下でも申告できます。ですが、申告は判断要素にすぎず、申告したからといって必ず贈与が証明されるとは限りません。子の名義の通帳印鑑を親が管理している場合などは典型的な名義預金とされ、例え贈与申告をしていたとしても親の財産とみなされる可能性が ■H27.1.1 以後の贈与税率(単位:千円)

基礎控除後	直系尊属		左記以外	
	税率	控除額	税率	控除額
≦2,000	10%	0	10%	0
≦3,000			15%	100
≦4,000	15%	100	20%	25
≦6,000	20%	300	30%	650
≦10,000	30%	900	40%	1,250
≦15,000	40%	1,900	45%	1,750
≦30,000	45%	2,650	50%	2,500
≦45,000	50%	4,150	55%	4,000
45,000<	55%	6,400		

晩酌のじかん

休暇を頂戴しての長旅から帰り、毎夜酒を飲みながら写真や日記を整理しています。今回はとても充実した旅で、考えさせられることもたくさんありました。敬老の日、今月101歳になる祖父に報告しに行ったら大変喜んでくれました。もうおなかいっぱい、当面旅行はお休みです…



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red